

補助金事務手続きを選ぶことができます！

申請時点での支出※の状況により、
交付決定後の手続きが異なります。

※ここでいう支出とは、補助事業として支払う対象経費の総合計（消費税抜）を指します。



点線が申請者の方にしてください手続きです。

A 申請時点で支出を全て
終えて「いる」場合

手続き1

交付申請

交付決定と同時に
補助金額を確定

県から補助金を
振込（精算払い）
手続き終了 

✓ 手続きが 1 回のみで完了

手続きの簡略化を希望される
場合、支出を終えてからの
申請を御検討ください。

- 申請期限は、**3 回**あります。
- 申請時点での支出状況を踏まえ、
申請回を御判断ください。

- ① 令和 7 年 6 月 4 日（水） **A** のみ
- ② 令和 7 年 7 月 3 1 日（木） **A** **B**
- ③ 令和 7 年 9 月 3 0 日（火） **A** **B**

- 補助金の審査は、原則として、
申請のあった順に行います。

申請時点で支出を
終えて「いない」場合 **B**

手続き1

交付申請

交付決定

県から補助金を
振込（概算払い） 

手続き2

実績報告

補助金額の確定

手続き3

必要に応じて
補助金の精算

早期交付を希望される場合、
7/31までの申請を御検討
ください。